

オークション規約

富士岡山運搬機株式会社
〒708-0884 岡山県津山市津山口111-1
代表取締役 小原茂揮

第1条(適用範囲)

本規約は、当社が主催する中古機械オークション(以下「本オークション」という)に関する条件を定める。

第2条(参加資格)

本オークションの参加者は事業者に限るものとし、参加者は、当社が求めたときは、本人確認資料を提出するものとする。

第3条(入札方法)

入札は、当社所定の入札書に必要事項を記載し提出する方法による。なお、参加者が入札書を提出したときは、後掲の売買契約条項を了承した上で売買契約を申込んだものとみなし、当社からの落札決定通知により、売買契約が成立するものとする。

第4条(落札者の決定)

1. 令和7年10月7日12:00頃、当社は、インターネット上で各機械についての落札額を公表するとともに、落札者には入札書記載の電話番号に電話する方法により、その旨を通知する。なお、3回の荷電によっても、当該落札者が応答しないときは、当社は次点の入札者を落札者と指名することができる。
2. 当社は、最高価格入札者を落札者とする同額の最高価格入札者が複数いる場合は、双方の入札者に意思確認の上、再入札を行うものとする。

第5条(落札時の支払額)

参加者は、落札した場合は、入札額に加え、回送費用を支払う。入札者は、あらかじめ、回送費用の目安を「回送代概算表」で確認するものとする。

第6条(引渡し先の限定)

本件機械の引渡し先は、日本国内に限る。

第7条(反社会的勢力の排除)

1. 参加者は、自らが反社会的勢力でないことを保証する。参加者は、反社会的勢力への名義貸し・代理入札を行ってはならない。
2. 前項の違反が判明した場合、当社は参加資格を取消することができる。

第8条(個人情報の取扱い)

当社は、参加登録及び入札書に記載された情報を、本オークションの運営及び契約履行のために利用する。

第9条(準拠法)

本規約は日本法に準拠し、本オークションに関する紛争は岡山地方裁判所または同津山支部を第一審専属管轄とする。

売買契約条項

上記オークションについては、落札者を買主とし、富士岡山運搬機株式会社は売主として、以下の売買契約条項が適用される。

第1条(契約成立)

入札者が提出した入札書は、富士岡山運搬機(以下「当社」という。)に対する売買契約の申込みとみなし、当社が落札者を決定し、これを当該落札者に通知した時点で売買契約が成立する。

第2条(売買対象)

売買の対象は当社が出品した中古機械(以下「本件機械」という。)であって、現状有姿での引渡しとする。入札者は、本件機械に関する品質・性能・規格・仕様・納入条件等の情報を全て確認・了承したうえで入札しなければならない。

第3条(代金の支払い)

1.落札者は、当社に対し、入札額(及びこれに対する消費税)に所定の回送費用を追加した金額を、落札結果を連絡した日から1週間以内(注・翌週の同曜日まで)に、一括で振込送金の方法により支払う。

ただし、振込手数料は、落札者の負担とする。

2.当社は、落札者が前項の期限までに支払いをしない場合は、何らの催告なく、落札者との売買契約を解除することができ、落札者に対して、違約金として落札価格の50%を請求できる。

3. 前項による解除がなされた場合、落札者は、当社に対して、損害賠償請求を含む何らの請求もできないものとする。

第4条(引渡し)

当社は、前条による支払日から10日以内に本件機械を、入札書記載の会社等の住所に発送する。なお、商品の受け渡しは、当社が落札者(又は落札者の指定する者)に商品を納入したことにより完了する。

第5条(所有権及び危険負担)

1. 本件機械の所有権は、落札者が第3条1項の代金及び回送費用を全額支払ったときに移転する。

2. 危険負担は、当社が機械を前条による引き渡しを行ったときに落札者に移転する。

第6条(契約不適合責任)

1.当社は、落札者に対し、一切の契約不適合責任を負わないものとし、落札者は当社に対し、本件機械が契約に不適合であることを理由として売買代金の減額、追完、解除又は損害賠償請求をすることができない。

2. 当社は、落札者の依頼があるときは、本件機械の修理または部品交換等は有償で行うことができるものとする。

第7条(反社会的勢力の排除)

落札者が反社会的勢力に該当することが判明した場合、当社は売買契約を解除できるものとする。

第8条(準拠法及び管轄)

本契約は日本法に準拠し、岡山地方裁判所または同津山支部を第一審の専属管轄とする。